いま注目をあつめる タイの最新投資制度

第4回「未来のための食品」

Inside this issue

フードイノポリス P02
食品産業に特化した
イノベーション施設

期待の分野 P03
医療食品と栄養補助食品

日系企業の先行事例 P03
タイ大塚製薬の取り組み

BOI の恩典 P04

次世代食品への投資で既存産業を成長

6億2,000万人を超える人口を擁し、今後も更なる成長が期待されるアセアン。中でも、早くから工業化が進み、常に有望な投資先国として注目されてきたタイは、「タイランド4.0」の下、10分野からなる「ターゲット産業」を策定。労働集約から高付加価値へ、産業の高度化を図る「これからの20年」を見据えた国家プロジェクトだ。具体的には、既存の有望分野（Sカーブ産業）である「次世代自動車」、「スマート電子機器」、「高付加価値の観光・メディカルツーリズム」、「農業・バイオテクノロジー」、「未来のための食品」の5業種。そして、次世代の有望分野（新Sカーブ産業）である、「オートメーションおよびロボット」、「航空・ロジスティックス」、「バイオ燃料・バイオ化学」、「デジタル経済」、「メディカルハブ」の5業種である。この内、「未来のための食品」は短中期的に成長が見込め、持続的な経済成長をもたらす産業として期待されている。

■経済ブロックの人口

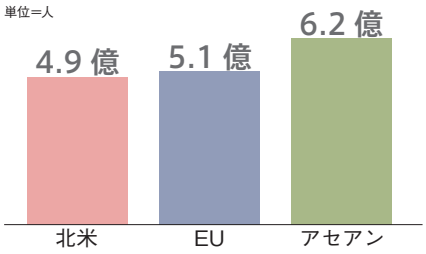

出所：世界銀行

■タイ BOI 東京事務所
東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウエスト8階
TEL：03-3582-1806
■タイ BOI 大阪事務所
大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-16
バンコク銀行ビル 7F
TEL：06-6271-1395

THAILAND BOARD OF INVESTMENT

Copyright © THAILAND BOARD OF INVESTMENT All rights reserved.

食品産業に特化したフードイノポリス

国連によると、世界の人口は今後50年間で100億人を超えると予想されている。そう遠くない未来に、確実にやってくるであろう食料や飲料水の不足や汚染問題は、人類が直面する共通の課題となっている。他方、先進国では、ライフスタイルの変化にあわせて、多様な食のニーズが発生している。純粋菜食主義者と呼ばれるビーガンが広まり、健康補助食品は大きな成長産業となっている。WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）では、菜食主義者の増加を食品の未来の一方向と報告している。多様なライフスタイルをカバーし、収益性があり、そして持続可能であることが、食品産業の求められる未来像であろう。このような中、タイ政府は「未来のための食品」（Food for the Future）をターゲット産業のひとつに定め、2036年までに食品輸出額を586億米ドルまで増やすことを目指している。この野心的な目標を見据え、EEC（東部経済回廊）構想の重要な柱のひとつとして、EECi（イノベーション特別区）を創出する計画を進めている。東部ラヨーン県内陸部に約480ヘクタールの用地を確保。研究開発に特化し世界をリードするイノベーションセンターを目指す。この地域のインフラ再整備とともに、今後5年以内には特区の完成が見込まれている。バンコク郊外のサイエンスパーク内では、「フードイノポリス（Food Innopolis：食品産業都市）」が既に稼働している。32ヘクタールの敷地に、9階建4棟からなる食品産業のための研究開発とイノベーションに特化した施設だ。民間企業、国立研究機関、大学が入居し、シームレスな開発協力を行っている。また、タイ投資委員会（BOI）は、2018年に新たに7ヵ所の「食品革新都市」を追加発表した。これらは大学内に設置され、首都圏ではカセサート大学、チュラロンコン大学、マヒドン大学、キングモンクット工科大学トンブリ校に、地方では北部のチェンマイ大学、東北部のコンケン大学、南部のソンクラー大学に設置された。これら8ヵ所の食品産業都市及び食品革新都市で、対象事業に投資することで、追加の恩典を受けることができる。

フードイノポリス外観（出所：http://foodinnopolis.or.th/th/facilities/）

タイの食品産業の実力

タイの食品産業はGDPの23%を占めており、今後もタイ経済を後押しする重要なセクターだ。2017年の輸出額は308億ドルで、世界16位にランクされる。キャッサバ製品、ツナ缶詰め、パイナップル缶詰は世界のトップシェアを誇り、輸出シェアはそれぞれ67%、44%、41%を占めている。米（23%）と砂糖（16%）も第2位の輸出国だ。

Copyright © THAILAND BOARD OF INVESTMENT All rights reserved.

拡大が期待される医療食品と栄養補助食品

多くの人にとって、健康維持と病気の予防は最大の関心事のひとつと言えるであろう。世界のヘルスケアの潮流も、予防医療に向かっている。タイ投資委員会（BOI）では、「医療食品」と「栄養補助食品」への投資に対し、最大８年間の法人税免税を与えるなど、手厚い奨励策をとっている。医療食品とは、病気療養や特別な健康管理目的で、適切な栄養摂取を補助する食品だ。栄養補助食品（サプリメント）とは、栄養素を含み健康増進に効果を期待する消費者のための食品とされる。2018 年のタイの栄養補助食品市場は 600 億バーツに達する見込みで、年平均成長率は 9% 以上の有望産業である。

■タイの栄養補助食品市場規模

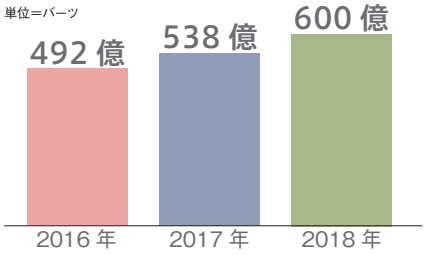

出所：ユーロモニター

タイ大塚製薬の取り組み

医薬品・食料品の製造大手の大塚製薬株式会社。同社のタイへの進出は比較的古く、1973 年にタイ大塚製薬を設立、今年で 46 年目を迎える。タイ国内では静脈内輸液とともに、「医療食品」も中核事業としている。新たな分野でもタイを拠点とした背景に関して、タイ大塚製薬の湯浅社長は、タイの「国内市場と熟練労働力」を挙げる。タイ国内市場は高い成長の可能性を持っており、質の高い熟練労働者と高い専門知識を持つスタッフを雇用することができる。加えて、外部の研究機関との協力体制が確保できることも、医療食品の研究開発において大きなアドバンテージとなっている。同社では、タイの医療研究で先駆的な役割を担っている国立マヒドン大学のシリラート、ラマティボディの両病院と共同研究を始め、タイの患者・消費者に最適な製品の開発を目指している。タイ大塚製薬は、現在、タイで医療食品を製造している唯一の企業だ。湯浅社長は「過去５年間は年２桁の成長を遂げている」と述べ、今後の拡大にも期待を寄せている。

タイ大塚製薬の湯浅社長

BOIの恩典

タイ投資委員会（BOI）では、農業、食品、バイオテクノロジーの分野における研究開発に対し、手厚い恩典を与えている。「バイオテクノロジーの開発」では最大 10 年、「医療食品または栄養補助食品の製造」では最大８年間、法人所得税が免税される。東部経済回廊（EEC）の指定された区域に立地する場合には、条件により免税期間の延長や免税期間終了後３～５年間の 50% 減免恩典が追加で付与される。その他、輸出向け原材料及び機械に対しても輸入関税の免税恩典が用意されている。税制以外の恩典では、奨励事業を行う土地の所有権も許可する。また、「未来のための食品」に従事する高度技術専門家、投資家、上級幹部、起業家は、「スマートビザ」の対象となり、ビザや滞在許可で優遇される。

Copyright © THAILAND BOARD OF INVESTMENT All rights reserved.

■「未来のための食品」分野の税恩典

対象事業	恩典	
	法人所得税免除	委員会が奨励または同意した科学技術イノベーションパークに立地する場合
8.1.1 バイオテクノロジー開発 委員会が同意した、製造工程またはサービス提供の基盤となる重点技術開発工程を有すること。委員会が定めた教育機関又は研究機関との協力形態で技術移転をすること。	10 年 （上限無し）	投資による純利益にかかる法人所得税を追加で２年間免除する
7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology) 7.12.1 バイオテクロジーを使用した種子の研究開発および / または製造、または植物、動物、微生物の育種 7.12.2 バイオテクロジーを使用した薬品の研究開発および / または製造 7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発および / または製造 7.12.4 微生物、動物、植物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の研究開発および / または製造 7.12.5 バイオ製品の製造、および / または品質検査・管理、実験、研究開発に用いられる原材料および / または必要資材の製造 7.12.6 バイオ物質の検査・分析、および / または合成、および / または品質管理、および / または確認サービス	８年 （上限無し）	法人所得税免除期間終了後、さらに５年間にわたり純利益から法人所得税を 50%減税する
1.18 医療食品（Medical Food）または栄養補助食品（Food Supplement）の製造 医療食品製造の場合： 「医療食品」としてタイ食品・薬品管理局 (FDA) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 栄養補助食品製造の場合： ・「栄養補助食品」としてタイ食品・薬品管理局 (FDA) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 ・有効成分の抽出プロセスを有すること。	８年	-

■主な関連分野の税恩典

対象事業	恩典	
	法人所得税免除	委員会が奨励または同意した科学技術イノベーションパークに立地する場合
1.2 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）	５年	法人所得税免除期間終了後、さらに５年間にわたり純利益から法人所得税を 50%減税する
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存 （果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴 (NuclearMagnetic Resonance) の使用などの高度技術を使用する場合）	８年	-
1.9 加工澱粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉	５年	-
1.10 植物または動物からの油脂の製造 (大豆からの油を除く）	５年	-
1.12 天然材料からの有効成分 (Active Ingredient) の製造	８年	-
1.17 最新技術を使用した食品の製造･保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、または食品調合物 (Food Ingredients) の製造 （飲料水、アイスクリーム、キャンディー、チョコレート、ガム、砂糖、炭酸飲料、アルコール飲料、カフェイン含有飲料、植物からの粉末･澱粉、ベーカリー、インスタントラーメン、鳥エキス、ツバメの巣を除く)	５年	-

■その他の恩典

●機械及び輸出向け生産用原材料輸入税免除　●技術者および専門家の就労許可　●土地の保有　●外貨持ち出し

出所：Thailand Board of Investment (BOI)

Copyright © THAILAND BOARD OF INVESTMENT All rights reserved.